

登録規約

この規約（以下「本規約」といいます。）は、建物登記支援センター 株式会社（以下「乙」という。）が提供する「住Myの建物登記自己申請」（以下「当サービス」という。）を利用する事業者との関わりについて定め、当サービス利用に対し事業者登録申込をした事業者には、本規約同意のうえの申込とみなし、乙は専用IDを発行する。専用IDの発行を受けた事業者を以下「甲」という。

（業務の目的）

第1条 乙と甲は、当サービスを利用し、建物表題登記および所有権保存登記（以下「建物登記」という。）および本人申請登記に関し不動産登記法の原則に則った本人申請普及促進のために双方協力ならびに尽力することを目的とする。

2. 乙および甲は、建物登記本人申請業務において相互発展および収益確保を目的とする。
3. 甲の施主様・お客様（以下「顧客」という。）が建物登記申請委託費用を節約することを目的とする。

（支援業務の範囲）

第2条 乙および甲は、顧客が建物登記を速やかに行えるように双方協力する。

2. 甲は、顧客に当サービスを案内する。
3. 甲は、顧客による当サービス利用に際し乙が必要とする建築確認書等（以下「建築書類等」という。）を、乙クラウド内に顧客が作成したマイページ（以下「マイページ」という。）へ原本と相違なくPDFデータで保存する。
4. 甲は、建物表題登記申請後に実行される登記官による現況確認に顧客の代わりに立ち会うものとする。
5. その他、適宜対応する。

（普及活動支援金の支払い）

第3条 乙が、甲へ支払う普及活動支援金（以下「支援金」という。）は、当サービスを利用し建物登記を完了した顧客を対象とし、登記完了案件1軒に対して40,000円（税込）支払うものとする。

2. 乙から甲への支援金支払いは、顧客から乙への支払日を起点とし、当月20日締翌月20日支払とする。支払日が金融機関ならびに乙休業日の場合、翌営業日支払いとする。
3. 乙から甲への支払条件は、以下の通りとする。
 - (1)乙から、甲への支払いは甲指定金融機関口座への振込のみとする。
 - (2)同条2項による、振込にかかる手数料は乙が負担する。

(3)同条2項以外による、甲が支払いを求めた場合は甲が手数料を負担する。

(4)同条2項以外による、乙の責めに帰すべき事由の場合は、乙が手数料を負担する。

6. 乙は、支援金額の変更を一存で決定できるが、甲への通知後2月後からの適用とする。

(建築書類等の取り扱いおよび情報提供)

第4条 甲は、乙が求める建築書類等を乙の指定する方法で提供する。

2. 甲は、乙および乙委託者が建築書類等を利用ならびに共有することを認める。

(規約不適合責任)

第5条 乙および甲は、顧客の建物登記を双方協力の下で完了させることを義務とするが自らおよび関係者が正当な理由なく妨げ履行しない場合は本規約解除ならびに相手方および顧客に生じた不利益損害への賠償の一切を負うものとする。

(守秘義務)

第6条 乙および甲は、本規約ならびに業務上知り得た情報、業務手法等、手法ならびに手続き的知識全般の一切を第三者に漏洩および閲覧できる状態にさせてはならない。

2. 乙及び甲は、業務上知り得た相手方の情報、規約等に関する詳細を、相手方に無断で複製、翻訳、送信、転載、改変、販売、配布、使用許諾、公衆送信（送信可能化を含みます。）、貸与、譲渡、リース、窃用等により相手方の権利、知的財産等を侵害してはならない。

3. 相手方の漏洩等により生じた不利益損害については相手方に請求及び使用差止ができるものとし、相手方はその一切を負うものとする。

(知的財産権)

第7条 乙発案の本規約に基づいておこなう業務やサービス等手続き的知識全般を含む知的財産権ならびに乙から甲および顧客へ納品ならびに提供する成果物一切については原則として乙に全権帰属する。

(規約の更新と解除)

第8条 本登録有効期間は、甲専用ID発行月を始発とし10年間維持する。

2. 登録解除を求める場合、原則3月前に書面にて相手方に通知を行うものとする。

3. 本規約の変更、解除に伴う費用は各自で負担する。

4. 乙より本規約の解除を求める際は、本規約第3条2項に則して支援金を精算、支払いするものとする。

5. 乙および甲は、相手方が以下の各号いずれかに該当する場合、何ら催告をせず直ちに本規約を解除することができる。

(1) 本規約に違反したとき

(2) 正当な理由なく本規約第2条が遂行されないとき

(3) 乙甲いずれかに事業の停止、廃止、合併等により業をおこなえない事由が生じたとき

(4) 信頼関係および信用を著しく失墜する事実があったとき

(反社会的勢力の排除)

第10条 乙甲ならびに各関係者が、反社会的勢力と一切の関わりがないことを表明し保証する。

2. 乙および甲は、相手方より取引に関して脅迫的な言動または暴力を用いる行為、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、反社会的勢力との関わりが判明した時点で関係各所に相談のうえ本規約解除ならびに自らおよび顧客に生じた不利益損害については相手方に請求できるものとし相手方はその一切を負うものとする。

(費用負担)

第11条 乙および甲は、本規約遂行に必要および利用に発生する費用は各自で負担する。費用には、建築書類等取得費、インターネット利用料、電話料金、郵便料金等含まれる。

2. 乙は、甲が顧客より依頼される書類取得等にかかる費用等について一切関知しない。

3. 甲が、建築書類等をクラウドへの保存をおこなわず、郵送手段を用いて乙へ提供する場合にかかる郵送費用は甲が負担するものとする。

(存続条項)

第12条 乙および甲は、本規約解除後も、乙商品が販売される限り本規約第6条ならびに第7条は有効に存続する。

(協議事項)

第13条 本規約に定めなき事項、規約内容変更ならびに解釈に疑義が生じた場合については、その都度、乙甲協議した上で解決するものとする。

(合意管轄)

第14条 本規約書は、日本法に基づき解釈されるものとし、乙甲において前条にて解決せず、本規約に関して訴訟の必要が生じた場合には、京都地方裁判所、または向日町簡易裁判所を第一審の専属的合意裁判所とする。

以上

令和5年8月8日 制定